

金融庁：「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

『会計情報』編集部

金融庁は、2023年10月18日に「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を以下のとおり取りまとめ、公表した。

1. 主な改正内容

投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うとされている。

2. 施行日

パブリックコメント終了後、所定の手続きを経て

公布、施行の予定である。

また、意見募集期間は2023年11月17日（金）までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「投資信託財産の計算に関する規則の一部改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

[「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について | e-Govパブリック・コメント](#)

以上